

立憲民主党 福田昭夫

2-8 所得税の税率の推移(平年度分)

年	昭58		59~61		62	
税 率	60万円以下の金額	10%	50万円以下の金額	10.5%	150万円以下の金額	10.5%
	60万円を超える金額	12%	50万円を超える金額	12%	150万円を超える金額	12%
	120万円	14%	120万円	14%	200万円	16%
	180万円	16%	200万円	17%	300万円	20%
	240万円	18%	300万円	21%	500万円	25%
	300万円	21%	400万円	25%	600万円	30%
	400万円	24%	600万円	30%	800万円	35%
	500万円	27%	800万円	35%	1,000万円	40%
	600万円	30%	1,000万円	40%	1,200万円	45%
	700万円	34%	1,200万円	45%	1,500万円	50%
	800万円	38%	1,500万円	50%	3,000万円	55%
	1,000万円	42%	2,000万円	55%	5,000万円	60%
	1,200万円	46%	3,000万円	60%		
	1,500万円	50%	5,000万円	65%		
	2,000万円	55%	8,000万円	70%		
	3,000万円	60%				
	4,000万円	65%				
	6,000万円	70%				
	8,000万円	75%				

年	63		平元~6		7~10	
税 率	300万円以下の金額	10%	300万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
	300万円を超える金額	20%	300万円を超える金額	20%	330万円を超える金額	20%
	600万円	30%	600万円	30%	900万円	30%
	1,000万円	40%	1,000万円	40%	1,800万円	40%
	2,000万円	50%	2,000万円	50%	3,000万円	50%
5,000万円	60%					

年	11~18		19~26		27~令4	
税 率	330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
	330万円を超える金額	20%	195万円を超える金額	10%	195万円を超える金額	10%
	900万円	30%	330万円	20%	330万円	20%
	1,800万円	37%	695万円	23%	695万円	23%
			900万円	33%	900万円	33%
			1,800万円	40%	1,800万円	40%
					4,000万円	45%
	(注)平成11年から定率減税(20%、25万円限度)が実施されていたが、18年分の所得税については、定率減税を2分の1に縮減(10%、12万5千円限度)。		(注)1. 平成19年分以後の所得税については、定率減税は廃止。 2. 平成25年から令和19年分については、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が付加される。			

(注)昭和48年7月から平成4年まで、所得税の青色申告者を対象に、みなし法人課税が実施された。その税率は以下のとおり。

- ①昭和48~58年及び62、63年:事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して25.6%(みなし法人所得のうち800万円を超える部分については36.7%)。
- ②昭和59~61年及び平成元年:事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して27.3%(みなし法人所得のうち800万円を超える部分については37.5%)。
- ③平成2~4年:事業主報酬控除後の「みなし法人所得」に対して28%(みなし法人所得のうち800万円を超える部分については37.5%)。

(出所)財務省「財政金融統計月報」「税制改正大綱」等より作成